

※変更点にご注意ください

経営事項審査の審査基準の改正等について (令和5年1月)

建設業法施行規則等の一部が令和5年1月1日に改正されました。それに伴い、以下の項目について審査方法等の見直しを行いましたので、申請の際はご注意ください。

1. 法律等改正に伴う変更

①社会性の評価項目の改正 (P.13)

経営事項審査における社会性等(W)の評価項目を再編し、現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W9)」および「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況(W10)」に以下のA~Dの項目をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することになりました。

- A: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(1段階目)」「えるぼし認定(2段階目)」「えるぼし認定(3段階目)」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- B: 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- C: 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- D: 審査基準日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
(ただし、Dについては令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度の申請から評価対象となります。)

②評価対象建設機械の拡大 (P.15)

「建設機械の保有状況」として、従来の建設機械に加えて新たに以下の建設機械も評価対象となりました。

- A: 土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
- B: 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
- C: 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第7第4号に掲げる締固め用機械
- D: 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第7第6号に掲げる解体用機械

③国または国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況の評価対象の拡大 (P.14)

現在、評価されている「ISO14001」、「ISO9001」に加えて、「エコアクション21」の認証の取得状況についても評価の対象となりました。

なお、上記の改正に伴い、「建設業法施行規則様式第25号の14(別紙三)その他の審査項目」の様式が変更されました。令和5年1月1日以降の申請の際は最新の様式で行ってください。

2. 審査基準の改正について

①監理技術者講習の有効期間の取扱いについて (P.12)

令和4年8月15日に経営事項審査に関する告示が改正され、「監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の開始日から起算して5年を経過しない者」が評価されます。

3. 経営事項審査電子申請システムの運用開始について (P.9)

令和5年1月10日より、経営事項審査電子申請システムの運用が開始されます。電子申請システムの詳細等につきましては、別途電子申請システム専用のマニュアルをご確認ください。なお、必ず電子申請システムを利用する必要はありません。従来通り書面による申請も可能です。